

容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業費（新規）

1. 趣 旨

- (1) 平成7年に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が公布・施行されてから10年目を迎えたことを踏まえ、農林水産省においても、平成17年3月に「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」を立ち上げ、食品の容器包装及び関連業界をめぐる状況について、関係者による意見交換を通じた共通理解の醸成及び制度の見直しに関する意見の整理を図っているところである。
- (2) こうした状況の下、容器包装リサイクル法制度の評価・検討にあたっては、拡大生産者責任、容器の再利用の推進、再商品化手法、ただ乗り事業者対策等を中心に議論が行われているところである。
- (3) とりわけ、拡大生産者責任の議論により事業者負担の拡大が求められている状況の中、法制度全般にわたる見直し内容の周知に係る普及啓発が緊急の課題となる。
- (4) このため、事業者への普及啓発・ただ乗り事業者対策の強化、消費者啓発展の開催等を行うとともに、消費者も含めたリターナブル容器の利用拡大や簡易包装の推進等、容器包装リサイクル法の円滑な運用を通じ、容器包装の排出抑制の促進を図ることとする。

2. 事業内容

再商品化義務を負う事業者等に対し、法制度全般にわたる見直し内容の周知徹底を図るための普及啓発、ただ乗り事業者対策の強化、消費者啓発展の開催、パンフレットを利用した広報活動等を推進するとともに、リターナブル容器の利用推進、中小零細が多い関連事業者に対する容器包装の排出抑制の取組の促進等を通じて、事業者等への普及啓発を図る。

3. 事業実施期間 平成18年度～22年度

4. 事業実施主体 民間団体

5. 平成18年度概算決定額 55,964(0)千円

6. 補助率 定額

〔担当課：総合食料局食品産業企画課〕